

令和 5 年 5 月 19 日

令和 5 年 第 8 回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

- 議案第37号 選挙人名簿から抹消する者について
- 議案第38号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について
- 議案第39号 在外選挙人名簿から抹消する者について
- 議案第40号 在外選挙人名簿に登録する者について
- 議案第41号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
- 議案第42号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

2 その他

今後の委員会開催予定日時について

- ・ 令和 5 年 6 月 1 日（木）午前 10 時 00 分～
- ・ 令和 5 年 7 月 20 日（木）午前 10 時 00 分～

議案第37号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年5月19日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 死亡により抹消する者の数
187人
- 2 市外へ転出後4箇月を経過したことにより抹消する者の数
331人
- 3 抹消する者の氏名等
別紙のとおり
- 4 抹消年月日
令和5年5月19日

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

議案第38号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和5年5月19日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
2人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 抹消年月日
令和5年5月19日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

議案第39号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年5月19日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 抹消する者の数
2 人
- 2 抹消する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 抹消年月日
令和5年5月19日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の11の規定による。

議案第40号

在外選挙人名簿に登録する者について

令和5年5月19日現在において在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和5年5月19日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 登録する者の数
1 人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
令和5年5月19日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

南区
選挙人名簿登録者数調

投票区	令和5年4月9日			抹消												移替						新規登録者数	年月日 での補正登録			令和5年5月19日			在外選挙人登録者数											
	登録者数			死亡			転出			在外選挙人名簿に登録 移転			抹消者計			登録			抹消				登録者数			新規登録者数			移転登録者数			抹消者数			登録者数					
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
1 大楠西	2,462	3,271	5,733	3	5	8	7	9	16	0	0	0	10	14	24	23	31	54	31	40	71	0	0	0	0	0	0	2,444	3,248	5,692										
2 大楠東	2,009	2,265	4,274	1	1	2	5	8	13	0	0	0	6	9	15	21	34	55	29	34	63	0	0	0	0	0	0	1,995	2,256	4,251										
3 西高宮	2,974	3,552	6,526	3	4	7	4	6	10	0	0	0	7	10	17	23	24	47	17	27	44	0	0	0	0	0	0	2,973	3,539	6,512										
4 長丘	3,908	4,688	8,596	1	1	2	7	6	13	0	0	0	8	7	15	37	39	76	33	24	57	0	0	0	0	0	0	3,904	4,696	8,600										
5 長住	3,142	4,010	7,152	2	7	9	2	3	5	0	0	0	4	10	14	15	26	41	23	32	55	0	0	0	0	0	0	3,130	3,994	7,124										
6 西長住	1,471	1,762	3,233	2	1	3	3	1	4	0	0	0	5	2	7	16	16	32	14	12	26	0	0	0	0	0	0	1,468	1,764	3,232										
7 西花畑	2,871	3,274	6,145	4	2	6	2	7	9	0	0	0	6	9	15	22	19	41	23	21	44	0	0	0	0	0	0	2,864	3,263	6,127										
8 皿山	1,908	2,259	4,167	2	2	4	0	0	0	0	0	0	2	2	4	16	15	31	17	16	33	0	0	0	0	0	0	1,905	2,256	4,161										
9 花畑第一	3,006	3,475	6,481	1	7	8	4	4	8	0	0	0	5	11	16	17	11	28	19	21	40	0	0	0	0	0	0	2,999	3,454	6,453										
10 花畑第二	1,742	2,038	3,780	2	2	4	0	1	1	0	0	0	2	3	5	18	21	39	13	13	26	0	0	0	0	0	0	1,745	2,043	3,788										
11 柏原	3,522	4,005	7,527	1	4	5	2	0	2	0	0	0	3	4	7	18	16	34	24	29	53	0	0	0	0	0	0	3,513	3,988	7,501										
12 東花畑	2,340	2,735	5,075	4	3	7	2	1	3	0	0	0	6	4	10	11	17	28	12	13	25	0	0	0	0	0	0	2,333	2,735	5,068										
13 野多目	4,315	5,125	9,440	6	4	10	7	10	17	0	0	0	13	14	27	22	20	42	24	23	47	0	0	0	0	0	0	4,300	5,108	9,408										
14 三宅第一	3,442	3,851	7,293	1	2	3	1	1	2	0	0	0	2	3	5	23	34	57	20	25	45	0	0	0	0	0	0	3,443	3,857	7,300										
15 三宅第二	3,373	4,394	7,767	4	0	4	4	8	12	0	0	0	8	8	16	37	51	88	41	50	91	0	0	0	0	0	0	3,361	4,387	7,748										
16 筑紫丘第一	2,551	3,008	5,559	1	0	1	6	4	10	0	0	0	7	4	11	23	22	45	26	29	55	0	0	0	0	0	0	2,541												

議案第41号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）は、次のとおりであり、その旨を告示により公表する。

令和5年5月19日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 選挙人名簿の抄本の閲覧状況
別紙のとおり

（根拠）

- ・ 議決 公職選挙法第28条の4第7項及び同法施行規則第3条の4の規定による。

議案第42号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）はなく、その旨を告示により公表する。

令和5年5月19日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の4第7項及び同法施行規則第3条の4の規定による。